

はそれなりに役割を果たしており、迅速ということは必ずしも不可欠ではないのではないか。場合によっては遅れた正義でもそれなりの機能を果たしてきたことができる。

バブル経済崩壊後、日本の雇用関係が崩壊した。非正規雇用者が拡大して、企業内のインフォーマルな紛争処理システムがだんだん機能しなくなった。労働委員会で扱う集団的労働関係の事件も、現実には個別労使関係に関する問題という状況が進んでいて、現在の審査事件も形を変えた個別紛争であることが多い。

これに対処するため、個別労働関係の紛争処理に関する制度の出発点となった地方労働相談制度が作られ、さらにその後にできた「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」による全国都道府県の地方のレベルでの相談件数は2003年には一気に73万件にもなった。日本も労働関係の個別化が進み、労働市場の流動化、未組織労働者の増加、企業内紛争処理の機能低下などの諸要因によって個別労使紛争が急激に増加し、2006年4月から始まる労働審判制度の登場となった。

最後に、一番重要な問題点は、三者構成という仕組みであると思う。労働委員会制度の重要な特質としては、三者構成の原則があるが、今後企業内で未組織労働者を代表するような従業員代表制度が立法化される可能性もある。そのような中で懸念の残ることは、果たして三者構成の労働側代表が、流動化し、個別化したこれらの労働者の利害を本当に代表できるかということである。この点、スウェーデンに代表されるような西欧の一部の国のように非正規雇用者の方がよく組織されているのと比べると、日本の労使関係は今非常に大きな問題点を抱えているのではないかと思われる。

Winter

